

平成28年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年6月14日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 西藤 努
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 土屋 春江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人	副町長 山浦智城	教育長 宮坂 晃
総務課長 長坂徳三	町民課長 斉藤明美	企画課長 遠山一郎
教育次長 市川正彦	建設課長 片桐栄一	農林課長 今井一行
観光商工課長 市川清美	会計室長 小平春幸	
たてしな保育園園長 中谷秀美	庶務係長 竹重和明	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 青井義和	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後3時21分

議長（土屋春江君） 皆さん、こんにちは。

議員、理事者、関係職員におかれましては12日間にわたる本定例会の会期中、大変お疲れさまでした。

本日、審査最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほどよろしく願いいたします。

これから、本日 6 月14日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの撮影を許可してあります。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 議案第54号～日程第11 陳情第 2 号

議長（土屋春江君） 日程第 1 議案第54号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第11 陳情第 2 号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書までの11件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認め、一括議とします。

ただいま議題となっています案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されていますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。榎本真弓総務経済常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈7 番 榎本 真弓君 登壇〉

7 番（榎本真弓君） 7 番、榎本です。

総務経済常任委員会の審査報告を申し上げます。

付託案件は、審査経過の中で申し上げます。

審査経過、本委員会は平成28年 6 月 6 日に付託された標記案件及び継続審査中の請願 2 件について平成28年 6 月10日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

（1）議案愛54号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

地域おこし協力隊員の報酬について定めるものであるとの説明を受け、原案を全会一致で可決されました。

（2）議案第55号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法の改正により、地方税法施行規則の様式の改正によるものとのこと。

原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第56号 平成28年度立科町一般会計補正予算(第2号)について

歳入全款、歳出のうち、1款議会費、2款総務費(2款3項を除く)、5款農林水産業費、6款商工費、8款消防費、12款予備費。

歳入については、県支出金では前年度に実施した森林造成事業補助金に伴う補正、諸収入では、コミュニティー助成事業補助金に伴う補正、繰越金では、補正予算の財源確保に伴う補正との説明を受けました。

歳出について、2款総務費では、総務管理費の一般管理経費のうち、職員用観光名刺台紙の種類と個人負担について、庁用車維持管理経費では、公用車取得に伴う自動車損害保険料の補正であり、公用車の更新状況について、企画費のまちづくり事業経費では、コミュニティー助成事業及び地域活動助成事業の採択に伴う補助金、地域振興経費では、5月に任命した地域おこし協力隊に係る活動経費等、ふるさと寄附金事業費では、今年度より導入したふるさと寄附金管理システムの使用料についての補正との説明を受けました。

5款農林水産業費では、林業費で、森林造成事業費の財源内訳補正の内容について説明を受けました。

6款商工費では、観光費で作成するポスターは夏季宣伝に使用すると説明を受けました。

8款消防費では、消火栓の更新・修繕工事の補正、総合防災訓練経費の補正、委託料は移動系無線免許の更新申請に伴うものとの説明を受けました。

12款予備費では、補正予算に伴う予算額の端数処理との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第59号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算(第1号)について

組織変更、人事異動に伴う補正とのこと。

原案を全会一致で可決しました。

(5) 請願第1号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願

賛成少数で不採択としました。

(6) 請願第3号 「集団的自衛権」行使を現実のものとする安全保障関連二法の廃止を求める請願

賛成少数で不採択としました。

審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議長(土屋春江君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、森本信明社会文教建設常任委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 私から、立科町議会社会文教建設常任委員会の審査報告をいたします。

付託案件につきましては、審査経過の中で申し上げます。

本委員会は6月6日に付託された標記案件について、平成28年6月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った大要は次のとおりであります。

（1）議案第56号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第2号）について

歳出のうち、2款総務費（のうち2款3項）、3款民生費、4款衛生費、7款土木費、9款教育費。

2款総務費のうち、2款3項について、4月の組織変更及び人事異動に伴う減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

3款民生費について、1項社会福祉費では、4月の組織変更及び人事異動に伴い、臨時職員で対応するための賃金の増額補正であるとの説明を受け、2項児童福祉費では、子育て支援事業経費において保育所運営委員会の開催に伴う委員等報酬、保育所事業経費では、保育園外周フェンス等修繕に係る修繕料、NHK受信料に係るテレビ受信料の増額補正であるとの説明を受けました。

3項高齢者福祉費では、高齢者共同住宅に係る食事提供時のマスク等消耗品の増額補正が主なものであるとの説明を受け、それぞれ原案を全会一致で可決しました。

4款衛生費について、人事異動等に伴う給料等の減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

7款土木費について、1項土木管理費では、測量設計業務について臨時職員雇用による増額補正、人事異動に伴う職員手当等の減額補正が主なものの説明を受け、4項住宅費では、人事異動に伴う職員手当等の減額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

9款教育費について、2項小学校費、小学校管理経費では給食室厨房床修繕に係る修繕料、NHK受信料に係るテレビ受信料の増額補正との説明を受け、3項中学校費、中学校管理経費では人事異動による臨時職員賃金、NHK受信料に係るテレビ受信料、中学校給食経費では調理員代替補充による保菌検査の手数料の増額補正との説明を受けました。

4項社会教育費では、区及び部落集会所施設関係補助金に係る公民館事業経費、青少年健全育成施設整備補助金に係る青少年育成事業経費の増額補正との説明を受け、5項社会体育費では、体育センター等定期清掃に係る施設管理委託料の増額補正であるとの説明を受け、それぞれ原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第57号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

歳出のうち、1款下水道費1項下水道管理費1目下水道等管理費の給与関係について、人員増による増額補正、委託料については経営戦略策定業務委託に係る増額補正、工事請負費については、処理施設等に係る工事費の増額補正との説明を受け、2目コミプラ等管理費及び3目茂田井地区管理費の工事請負費については、処理施設に係る工事費の増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第58号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について

収入では、41款水道事業収益01項営業収益02目受託工事収益について、消火栓更新工事に係る負担金収入の増額補正との説明を受けました。

支出のうち、51款水道事業費用01項営業費用03目受託工事費の材料費及び工事請負費について、消火栓更新工事に係る材料費及び工事費の増額補正、04目総経費の委託料については、経営戦略策定業務委託に係る増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 認定第2号 立科町町道路線の認定について

現地調査を踏まえ、原案を全会一致で認定しました。

(5) 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書

原案を賛成多数で採択しました。

(6) 陳情第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書

長野県または当町においては、既に35人学級の推進がされていることから、原案を賛成少数により不採択としました。

3. 審査結果

本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

以上です。

議長(土屋春江君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

6番、村松浩喜君。

6番(村松浩喜君) 先ほど、委員長報告の中に陳情第2号について、審査の結果、原案を賛成少数により不採択の報告がありました。審査における賛成者、そして反対者のそれぞれの人数をお尋ねします。

8番(森本信明君) 6の陳情第2号の採択の結果であります。原案を賛成少数により不採択としましたという結果であります。

原案に賛成する者2、反対する者3ということであります。

以上です。

議長(土屋春江君) ほかにありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありませんか。9番、西藤 努君。

9番（西藤 努君） この場でよろしいですか。

私は、今般提案されております請願1号、3号について反対討論いたします。

請願第1号、第3号についての安全保障関連法案は、昨年9月に成立し、本年3月に施行されております。請願の集団的自衛権の行使は、国連憲章第51条で認められている権利であり、国連加盟国々は自国で反撃、または同盟国と団結して反撃を一つの自衛権として認めることは世界の常識とされております。

日本は、憲法9条との兼ね合いから、個別的自衛権と集団的自衛権と分けて考え、集団的自衛権は行使できないものとして解釈されてきました。

しかし、昨今の中国、北朝鮮、ロシアの動向をみれば、日本は戦後最大の危機的状況に置かれていることがわかります。

この認識は共有されているものと思います。

つまり、日本の意思ではなく、中国次第で戦争に近づきかねない状況にあるという危機感です。北朝鮮も同様であります。

今般の改正は、対象が中国、北朝鮮であることは数々の事例が物語っております。

戦後の日本は、日米安保条約によって守られてきた現実があります。そして、憲法9条がアジア、近隣諸国に信頼され、友好関係を深化させていることも事実であります。

しかし、近年世界各地で起こる紛争に対し、自国だけが安全ならばとの考えは通用しない国際状況にあります。

国際社会の一員、同盟国の一員としての責任ある行動が求められていることは言うまでもありません。

集団的自衛権行使は、現状、また将来の危機に対して最小限の備えをするものであり、発動3要件が満たされているか、政府が判断し、事前の国会承認が必要との歯どめがかかっています。

海外派兵はしない、また他国の要請が大前提であります。

他国の戦争に参加するものでなく、他国との協力を促すための手段と捉えるのが妥当と思います。

抑止力が増すことにより、戦争に近づくのではなく、逆に戦争を遠ざけることになるものと認識するものであります。

現実の勅使と行使に至らないための外交原則の努力を重ね、世界の平和と安全により以上の貢献をしていくことを願い、反対討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかにありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。4番、村田桂子君。登壇の上、願います。

4番（村田桂子君） それでは討論を行います。

議案第56号 一般会計補正予算について、まず賛成の討論を行います。

この議案は、総額4,667万2,000円を補正するもので、主な内容は人事異動に伴う人件費の補正です。

議論の中で気になったことが2点ありました。

まず第1は人事に関わる問題です。

中学校の一般職員給与が減額されています。人事異動に伴って職員2人が減り、かわりに臨時職員2名が配置される問題です。

図書司書と事務員だそうです。学校現場は継続性がことさら求められる場所なので、正規職員にはやはりきちんと正規職員を充てるべきだということを指摘しておきます。

また、給食や保育の現場で正規は少なく、あとは臨時職員が業務を回しているということも明らかになりました。

公共労働の現場で、非正規を増やすやり方は問題です。段階的に解消を求めておきます。

第2は、名刺印刷に関わる問題です。

今回、立科の見どころをモチーフに3種類の名刺の台紙印刷費が計上されました。その議論の中で、名刺作成に個人負担があることがわかりました。町長の名刺は、その利用の多さから町が負担しますが、その他の職員は何と100枚当たり1,620円の個人負担が貸されていることが明らかになりました。

今回の人事において、例えば議会事務局長などは1年で異動となり、肩書きの入った名刺は利用できなくなります。

そもそも名刺は私的なものではなく、町役場での立場を表明するものですから、公的役割100%そのものです。個人負担は見直すべきです。

その他目を引く事業として4点ほど申し上げます。

まず、民生費において、ゼロ歳児保育に関わる検討を行うための運営委員会の設置が予算化されました、期待しています。

2点目は、農業振興費で、遊休荒廃地農地の復旧事業です。

細谷そばの会が、そばの作つけを行うため、30アール分を復元する予定で21万円が予算化されました。こうした取り組みがさらに増えることを期待します。

3点目は、森林造成事業で、800万円が県より交付されます。

14.12ヘクタールが間伐され、販売されます。今後、毎年、順調に財源として利用

できるものです。

約1,458万円の販売実績が見込まれます。子供たちの給食費や保育料の軽減にぜひ活用していただきたいと思います。

4点目は、観光振興費です。

ポスター300枚の印刷費が計上されました。

今度、日本一暑い熊谷市の駅にポスターを200枚4日間張るそうです。高原のさわやかな立科町のイメージアップと、町を訪れる観光客の誘致のために大きな効果を上げることを期待します。

ポスターは終電後一気に張り出し、始発時には熊谷駅のコンコースを蓼科の観光ポスターが席卷することとなります。考えただけでもわくわくする事業です。

掲載料は無料ということでよいチャンスを見つけたものだと感心いたしました。今後も新鮮なPR戦略を期待します。

以上申し上げまして、一般会計補正予算について賛成といたします。

続いて、陳情第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書について賛成の立場で討論いたします。

社会文教建設常任委員会を傍聴いたしましたが、その中の議論で当町は既に35人学級が実施されているから、あえて意見書上げる必要がない旨の議論がありました。確かに当町においては、既に35人学級が実施され、また少子化が進む中でやむなく少人数になっているという面はあるかもしれません。

しかし、この35人学級は、詰め込み教育の中で置き去りにされた落ちこぼしや、そのストレスから発生するいじめを解決する有効な対策として教育界や、父母の運動の中で実施をされてきた経緯があります。

県大会の実施のため、必要な人員確保のためには、県や各自治体が持ち出して職員を確保している実態があります。

当町においても町負担の職員の確保のために財源を町で手当しています。

そのために正規職員ではなく、臨時的任用職員が増えて学校運営にも正規職員にそのしわ寄せがきています。

やはり、未来を担う子供たちの教育には国が責任を負い、自治体の財政力で35人学級が左右されている状況を1日も早く解消すべきです。

現在の国の教育費の割合は、OECD諸国の中で最下位ランクであり、教育への財源を確保することは子供の未来を開く第一歩です。

以上のことから、この陳情に賛成し、意見書を国に対して挙げることを要望します。

最後に、請願第1号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願、請願第3号 「集団的自衛権」行使を現実のものとする安全保障関連二法の廃止を求める請願について賛成討論を行います。

請願第1号は、佐久地域の平和団体ピースアクション佐久から、そして請願第3号

は立科町の団体、9条を守るたてしなの会より出された請願です。

どちらも趣旨は同一で、昨年9月19日に強行可決された2本の安全保障関連の法律を速やかに廃止すべく、国に意見書を送付してほしいことを旨としています。

私は、この2本の請願の趣旨に全面的に賛成し、討論するものです。

そもそもこの2本の法律は、11本にもなる法律を全部まとめて改定したもので、まずその手法が乱暴だということを指摘します。

性質の異なるさまざまな事態に対して、十分な国民的議論もなく、また憲法学者がこぞって集団的自衛権行使は憲法違反であることを指摘しているのに全くこれに耳を貸さずに強行しました。

その手法においても、また内容においても慎重な検討や、あらゆる場面での検証などなされないまま、数を頼んでの強行であること、さらにこれが実際に運用されれば日本が直接に攻撃されてもいないのに同盟国に加担して戦争協力することで、逆に今度は日本が狙われる、戦争の当事者になってしまう。

まさに戦争、紛争、テロを呼び込むことになることは容易に予測できます。

自衛隊員や、これに仕事に従事する労働者の命を危うくすることは明らかです。

時間がたとうとも憲法違反であることには変わりありません。

武力で平和がつかれないことは明らかです。時間がかかっても、平和をつくり出す外交に徹すべきです。むしろ、日本は戦争をしない国という平和ブランドを生かして、紛争の調停役として、あるいは人道支援に徹することで日本への信頼を勝ち取り、日本の安全を確保すべきです。

今、反対討論の中で集団的安全保障の国連での話がありました。また、北朝鮮や中国での脅威のことが言われましたが、しかし日本は既に周辺の北朝鮮や中国など、周辺事態の国々との紛争への事態については、周辺事態法で対処をしています。

今回の新しい安全保障法案の最大の眼目は、実際は中東、アフリカなど日本周辺とはかけ離れている地域にまで出かけていって、同盟国とともに武力行使ができる、あるいは戦争支援ができるようにかえようというのがその本質であります。

以上、憲法違反の安保法2法の速やかな廃止を求める意見書提出に全面的に賛成し、討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに賛成討論はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井 清です。

平成28年第2回立科町議会定例会に上程されました議案、陳情に対しまして賛成の立場で討論を行います。

議案愛54号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、本年度採用されました地域おこし協力隊員を特別職の職員で非常勤のものに追加するものであるため、賛成するものです。

議案第55号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、地方税法

等が改正されたことに伴うための改正であり、賛成するものです。

議案第56号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では社会保障税番号制度システム整備費等補助金、森林造成事業補助金、コミュニティー助成事業補助金、長野県衛星系防災行政無線交信支援事業補助金など、額の確定に伴う補正であるため、賛成、必要と認め賛成するものです。

また、歳出につきましては、職員の人事異動に伴う給与等の補正につきましては、疑義なく賛成するものです。

まちづくり事業経費では、2部落からの申請による除雪機の購入補助金が260万円、地域おこし協力隊採用に伴う地域振興経費27万1,000円、ふるさと納税管理システム経費73万5,000円、保育所運営検討委員会経費6万3,000円は、いずれにしましても地域の活性化とあわせて今後早急な対応が求められるものであります。ゆえに賛成するものでございます。

また、遊休荒廃農地復旧事業補助金21万円、立科第2牧場看板修繕43万円は、農業と観光の町の事業推進に必要な不可欠なものであり、認め、防災関係経費54万7,000円につきましては、突然の災害に備える防災訓練事業経費であり、自然災害に備える重要な施策であると考えられます。

さきごろ発生しました熊本地震につきましても予期せぬ大地震であり、当町でも災害発生時の適切な、迅速な対応を備える必要があるため賛成するものです。

議案第57号 平成28年度立科町下水道事業特別会計補正予算につきましては、処理施設の維持管理のためのポンプ点検、並びにオーバーホールに伴う補正のため、必要と認め賛成するものです。

議案第58号 平成28年度立科町水道事業会計補正予算につきましては、経営戦略策定業務委託料810万円の補正につきまして、公営企業会計の健全財政に欠かせない策定業務であり、賛成するものです。

議案第59号 立科町索道事業特別会計補正予算につきましては、職員の人事異動に伴う給与等の補正であるため、疑義なく賛成するものです。

続きまして、陳情第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書につきまして、賛成の立場で討論を行います。

国の責任による35人学級の推進につきましては、毎年意見書を提出してきた経過もでございます。

これは、小学1年生において35人定員が義務教育標準法により義務づけられていますが、小学生、2年生以上につきましては法整備が行われていないため、いまだに40人定員となっている現状でございます。

そのため、長野県では、独自に中学3年生まで35人学級になるよう拡大措置を行っていますが、国の法的措置が整備されていない現状から正規職員でない、臨時任用教員等により配置している状況がございます。

長野県の特別予算措置がいつまで続くかわからない状況でもあります。

当町では、現在出生者数が年々減少し、平成26年度が39人、平成27年度が30人と減少が続き、今後、学年1クラスになってしまう恐れが十分考えられます。

その場合につきまして、町単独予算で教員を増員しなければならない恐れも十分考えられます。

いじめや不登校など、特にきめ細やかな対応が求められている現状から、少人数教育が必要不可欠であると思います。

また、2012年の日本の国内総生産に占める教育機関の公的支出割合は3.5%で、データがある32カ国中、スロバキアと並んで最下位でございます。

日本の公立小学校の学級規模は29カ国中3番目に多い、平均27人で、OECD平均を6人上回っております。平均は21人でございます。

中学校では、26カ国中2番目の32人で、平均より8名多い現状でございます。平均は24名です。

このことから、日本の教育予算はOECDの加盟国と比較しましても、大変少ない現状であることから、教育費の増額が必要だと考えます。

そのため、町の財政事情等も鑑み、国の責任による35人学級と、教育予算の増額を求める陳情に賛成するものです。

以上、私の賛成討論といたします。

議長（土屋春江君） ほかに討論はありますか。6番、村松浩喜君。

6番（村松浩喜君） 私は、本定例会に上程された陳情第2号を採択することについて、賛成の立場で討論いたします。

この陳情は、蓼科中学校に所在する立科町単位組合から提出されました。

その趣旨は、次の2点の内容の意見書を政府及び関係行政官庁宛に提出してほしいというものです。

1点目、どの子にも行き届いた教育をするために、国の責任による35人学級の計画的推進と、教育予算の増額を求める意見書。

2点目、国の複式学級の学級定員を引き下げるよう求める意見書。

以上の2点です。

まず、1点目について申し上げます。

公立の義務教育学校の学級編成や、教職員の定数について定めた義務標準法では、小学2年生から中学3年生までの学級定員を40人、小学1年生のみ35人と定めています。

これに対して長野県では独自に小中学校の全学年において35人学級を編成しております。

法律に定められていない学年で、35人学級を維持するために、県の財政に負担がかかり、教員の配置にも苦慮しているという現状があります。

次に、2点目について申し上げます。

複式学級とは、1つの学年だけでは、児童生徒の人数が少なすぎるため、2つの学年で1つの学級を編成するものです。

この場合、同じ教室で異なる学年の事業を行うため、学習指導に無理が生じるという問題点が指摘されています。

義務標準法では、その学級定員を小学1年生を含まない小学生が16人、小学1年生を含む小学生と、中学生は8人と定めています。

これに対して長野県では独自に小中学校の全学年で8人を基準とし、なるべく複式学級を編成しないように努めているのです。

法律に定められていない学年の措置に伴う県の負担は、先ほど申し上げた35人学級の編成に伴うものと同様のものです。

以上、陳情の背景等について考察いたしました。

立科町の小中学校の運営は、長野県の教育行政に直接結びついています。

長野県教育の充実と安定なくして立科町における教育の充実と安定はありません。

よりよい条件で県からの教員配置や財政支援を受けられればこそ当町は一人一人の児童生徒にきめ細やかな義務教育の機会を提供することができるのではないのでしょうか。

国の責任で義務教育学校の全学年の学級定員を35人とする事と、国が教育予算を増額することは長野県から当町への教員配置や、財政支援を確保することにもつながります。

また、複式学級についても、現在の当町に直接の影響はないものの、県の財政負担を軽減しつつ、複式学級を解消したいという陳情内容は十分理解できます。

これまで申し上げたような理由から、陳情第2号を採択するべきだと思います。

以上で、私の賛成討論を終わります。

議長（土屋春江君） ほかに討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

日程第1 議案第54号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、日程第2 議案第55号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定についてまでの2件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第55号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決され

ました。

日程第3 議案第56号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第59号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの4件を一括採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。お諮りします、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号 平成28年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第59号 平成28年度立科町索道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 認定第2号 立科町町道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。お諮りします、本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号 立科町町道路線の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

日程第8 請願第1号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願について採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認してください。着座してください。

起立多数です。したがって、請願第1号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める請願は、採択とすることに決定いたしました。

日程第9 請願第3号 「集団的自衛権」行使を現実のものとする安全保障関連二法の廃止を求める請願について採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認してください。着座してください。

起立多数です。したがって、請願第3号 「集団的自衛権」行使を現実のものとする安全保障関連二法の廃止を求める請願は、採択とすることに決定いたしました。

日程第10 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。この採決は起立によって行います。本案に

賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認してください。着席してください。

起立多数です。したがって、日程第10 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情書は、採択することに決定しました。

日程第11 陳情第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。この採決は起立によって行います。本案に賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認してください。着席してください。

起立多数です。したがって、日程第11 陳情第2号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情書は、採択することに決定いたしました。

ここで、議事整理のため暫時休憩とします。

また、全員協議会を開催しますので、議員は、第1委員会室にお集まりください。

再開は午後3時からです。

(午後2時22分 休憩)

(午後3時00分 再開)

議長（土屋春江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

会議規則第22条の規定によって、お手元に配付してあります議案を追加して議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。お手元に配付してあります日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発議第2号

議長（土屋春江君） 追加日程第1 発議第2号 「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。青井事務局長。

議会事務局長（青井義和君） 意見書の朗読をいたします。

「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める意見書。

2015年9月19日に参議院で成立した安全保障関連二法は、集団的自衛権容認の憲法

解釈に基づいて、これまで禁じられていた戦闘地域への自衛隊派兵を含め、自衛隊の武器使用についても自己防護、正当防衛に限られてきたものを大きく拡大するものです。

また、日本が攻撃されてもいないのに、存立危機事態と政府が判断すれば参戦する仕組みをつくるものです。重要影響事態（日本の経済や社会に重要な影響を与える事態）と判断すれば、日本周辺に限らず世界中で米国の戦争支援を行うこととなります。

米国の戦争を支援するために、いつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法の名称が国際平和支援法と言われているようですが、自衛隊が行う支援は、補給・輸送・修理・整備・医療などの多岐にわたります。この法律により、弾薬の提供、戦闘行動のために発進準備をしている航空機への給油・整備も可能となります。これでは、国際平和支援法ではなく、国際戦争支援法と言わざるを得ません。

このような集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連二法は、憲法第9条を根本から破壊する法律です。この法律の違憲性は、憲法審査会でも与党推薦の委員を含め、全員が憲法違反と表明したのを初めとして、憲法学者の9割以上、日本弁護士連合会と全国の52単位弁護士会、歴代の内閣法制局長官、元最高裁長官らがこぞって表明していることでも明らかです。

憲法に違反する法律は無効です。違憲の法律を国会の数の力で強行することがまかり通るならば、日本は憲法なき国家、無法国家になってしまいます。

よって、集団的自衛権行使を具体化する安全保障関連二法を速やかに廃止するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成28年6月14日、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長様、長野県立科町議会議長、土屋春江。

以上です。

議長（土屋春江君） 本案に対して、提出者の説明を求めます。4番、村田桂子君。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） ただいまの説明のとおりぜひ皆さんのご賛同をお願いしたいと思います。

議長（土屋春江君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決を行います。この採決は起立によって行います。本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認してください。着席してください。

起立多数です。したがって、発議第2号「集団的自衛権」行使を具体化し、戦争につながる安全保障関連二法のすみやかな廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程第2 発議第3号

議長（土屋春江君） 追加日程第2 発議第3号 「集団的自衛権」行使を現実のものとする安全保障関連二法の廃止を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。青井事務局長。

議会事務局長（青井義和君） 「集団的自衛権」行使を現実のものとする安全保障関連二法の廃止を求める意見書。

昨年9月に国会にて成立した安全保障関連二法（「平和安全法整備法」及び「国際平和支援法」）は、その内容に大きな問題をはらんでおり、現状における同法のすみやかな廃止と、立憲主義を尊重したさらなる議論が必要です。

我が国は戦後70年、戦争放棄を定めた日本国憲法のもと、個別的自衛権の範囲においてのみ自衛隊の活動は合憲というのが歴代内閣の見解であり、この点で国民の合意も形成されてまいりました。

ところが安倍内閣は、国際環境の変化を理由に、集団的自衛権も合憲であるとの主張を閣議決定において掲げ、これに基づく法整備を今回企てるに至りました。しかし、憲法学者の大半がその主張は誤りとしており、また、多くの国民がその主張を受け入れておらず、広範な層からの反対の意思表示が相次いでおります。

海外に派兵して他国と軍事作戦をともにするということが、日本の安全を高めるために有効という主張について安倍内閣は、国会論戦を通じて最後まで説得力ある根拠を示すことができませんでした。

単に国論を二分しているというだけでなく、これが憲法に違反している疑いが濃厚という事実を考えれば、このまま国会で形式上の成立があったからといって、国の行く末をこの法律に委ねることはできません。

私たちは、戦後培ってきた平和国家日本の歩みを誇りとし、それを支えてきた日本国憲法9条の精神をこれからも守っていくべきと考えます。個別的自衛権の行使を、平和主義と国防とを両立させる境界線としてきた従来の政府見解に速やかに回帰すべきであり、また、その立場から明白に逸脱している安全保障関連二法は速やかに廃止すべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成28年6月14日、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長様、長野県立科町議会議長、土屋春江。

以上です。

議長（土屋春江君） 本案について、提出者の説明を求めます。

〈4番 村田 桂子君 登壇〉

4番（村田桂子君） ただいまの朗読のとおりであります。ぜひ皆様のご賛同をお願いいたします。

議長（土屋春江君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決を行います。この採決は起立によって行います。本案について賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認してください。着席してください。

起立多数です。したがって、発議第3号 「集团的自衛権」行使を現実のものとする安全保障関連二法の廃止を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程第3 発議第4号

議長（土屋春江君） 追加日程第3 発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。青井事務局長。

議会事務局長（青井義和君） 朗読をいたします。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書。

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）に盛り込まれ、附則で小2以降順次改訂することを検討し、財源確保に努めると決めました。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく、加配で小2を35人学級とし、それ以降国の35人学級は進んでいません。

長野県では平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏づけがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場

に対応し、教員が一人一人の子供と向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせません。このため厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においても、行き届いた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育を進めるため以下の点を強く要請します。

1、国の責任において計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること、また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2、国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成28年6月14日、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長様、長野県立科町議会議長、土屋春江。

以上です。

議長（土屋春江君） 本案について、提出者の説明を求めます。6番、村松浩喜君。

〈6番 村松 浩喜君 登壇〉

6番（村松浩喜君） 意見書案は、ただいま事務局長が朗読したとおりです。よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

議長（土屋春江君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決を行います。この採決は起立によって行います。本案について賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

青井事務局長、確認をしてください。着席してください。

起立多数です。したがって、発議第4号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程第4 発委第5号

議長（土屋春江君） 追加日程第4 発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書の朗読を願います。青井事務局長。

議会事務局長（青井義和君） それでは朗読をいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書。

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和60年から政府は国の税制状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成18年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは財政規模の小さな県では、十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成29年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

1、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、上記のとおり意見書を提出します。

平成28年6月14日、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長様、長野県立科町議会議長、土屋春江。

以上です。

議長（土屋春江君） 本案について提出者の説明を求めます。森本社会文教建設常任委員長。

〈8番 森本 信明君 登壇〉

8番（森本信明君） 森本です。

先ほど、事務局長が朗読のとおり意見書が採択されますようお願い申し上げます。

議長（土屋春江君） これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これで討論を終わります。

これから本案について採決を行います。この採決は起立によって行います。本案について賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

青井事務局長、確認してください。着席してください。

起立多数です。したがって、発委第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程第5 発委第6号

議長（土屋春江君） 追加日程第5 発委第6号 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

議会運営委員長及び各常任委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は終了いたしました。

以上をもちまして会議を閉じます。

平成28年第2回立科町議会定例会を閉会とします。ご苦労さまでございました。

なお、この後3時30分から、第1委員会室において土地開発公社理事会が開催されます。終了後全員協議会を開催しますので、議員、理事者、説明員はお集まりください。

（午後3時21分 閉会）